



伊勢原市立石田小学校

いじめ防止基本方針



伊勢原市立石田小学校

# 伊勢原市立石田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

- 人は、社会の中で様々なタイプの人と関わり、協力しながら物事を創り上げ、成し遂げていきます。そして学校は、児童が社会に巣立つ前に、多くの人と関わる中で社会性を育んでいく大切な場です。児童は、学校で多くの他の子どもたちや教職員、そして地域の方々など、様々なタイプの人と様々な関わり合いを経験します。その中では人間関係上のトラブルも発生します。児童は、はじめて出会う人とどのように言葉を交わしていくか、気の合わない人ともどのように折り合いをつけていくかなど、多くを学んでいく必要があります。そして教職員や保護者、地域の大人たちには、その学びを適切に指導・支援していく責務があります。
- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。
- また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くのの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

#### 【いじめの定義】※いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う（当該児童と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

本校では、当該行為の対象となった児童本人が、「いじめ」と感じたものはすべていじめと認知し、適切に対応する。

なお、いじめに当たると認知した場合でも、いじめられた児童への配慮や経過等から「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

### (2) いじめの禁止

本校児童は、いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない行為であることを理解し、いじめを行ってはけません。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域の方々、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組【学校いじめ防止プログラム】

- \* 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- \* 学級活動やキラキラデー（ロング昼休み）を活用した仲間づくりの推進に努めます。
- \* 「石田小学校わたしたちのやくそく」を身に付けるための啓発活動を行い、児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援を行います。

- \* 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者及び地域の方々、その他の関係者との連携を深め、地域全体で児童を見守る体制づくりに努めます。
- \* 「いじめは決して許されない。」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- \* 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- \* 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、業務の明確化・効率化を図り、児童とかわる時間を確保するように努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組〔早期発見マニュアル〕

- \* いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ①児童対象いじめアンケート調査：年3回（6月、10月、1月）
    - ※声を上げやすい環境・雰囲気づくり作りのため「いじめ」の言葉を使わない場合もある。
  - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査（随時）
- \* 児童及び保護者がいじめに関して相談できるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
  - ①スクールカウンセラーの活用
  - ②いじめ相談担当者の周知（特に養護教諭、児童指導担当教諭、教育相談コーディネーター）
- \* 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して迅速な情報共有に努めます。
- \* いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) いじめの早期解決のための取組〔早期解決マニュアル〕

- \* いじめまたはその疑いがある行為を目撃した場合は、直ぐにその行為を止めさせます。
- \* いじめに係る相談を受けた場合は、校内チームで速やかに事実の有無の確認をします。
  - ・時期 ・対象者 ・態様 ・発生背景 ・周囲児童や教職員の対応 等
- \* いじめの事実が確認された場合は、いじめの当事者に学校の対応をあらかじめ示した上で、早急にいじめ解決の対応をとるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、加害児童への指導及び観察とその保護者への助言を継続的に行います。
- \* いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめを受けた児童及びその保護者と連携を図り、必要に応じて加害児童に対し、個別の指導及び学習支援を行うなどの措置を講じます。
- \* 加害児童の成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための対応を図ります。
- \* はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- \* いじめを知っていて知らぬふりをしていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気と正義感を持つよう指導します。
- \* いじめの当事者間における食い違いや争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- \* 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、伊勢原市教育委員会及び伊勢原警察署等と連携して対処します。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高い、不特定多数に拡散し消去が難しいなど、重大な人権侵害と深刻な影響を及ぼすものであることをしっかり理解する必要があります。
- \* 児童及び保護者が適切に対処できるよう、情報モラルを身につけさせる指導等の充実を図ります。
  - \* 刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民法上の損害賠償請求の対象となり得ることも指導します。

## (5) いじめの解消

- \* 加害児童の単なる謝罪をもって、いじめが安易に解消している状態と判断することはできません。
- \* いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3ヶ月を目安として継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないことを確認した上で判断します。
- \* いじめの被害の重大性から更に継続が必要と判断した場合は、より長期の期間を設定します。

### 3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、教務担当、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、関係職員  
\* その他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、指導主事、医師、  
弁護士、警察、保護者代表など、必要に応じて校長が委員を招集します。

#### (2) 活動内容

- \* いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正 (P D C A)
- \* いじめに関する相談・通報への対応
- \* いじめの判断と情報収集
- \* いじめ事案への対応検討・決定
- \* いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、速やかに伊勢原市教育委員会を通じて市長に報告し、伊勢原市教育委員会との連携のもと、迅速かつ適切な対応を行います。

なお、その際は、国・県・市の「いじめ防止基本方針」及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に適切に対応します。

#### (1) 重大事態の判断

##### ① 生命・心身又は財産に重大な被害

- 例えば
- \* 身体に重大な障害を負った場合
  - \* 精神性の疾患を発症した場合
  - \* 児童が自殺を企図した場合
  - \* 金品等に重大な被害を被った場合
- 等

##### ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

国の不登校の定義を踏まえ、年間30日以上欠席した場合。

ただし、欠席日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握した上で判断。

#### (2) 重大事態発生時の対応

- \* 応急処置
  - \* 当該及び関係児童への聴き取り
    - ・ 時期
    - ・ 対象者
    - ・ 態様
    - ・ 発生背景
    - ・ 周囲児童や教職員の対応等
  - \* 当該保護者への説明
  - \* 児童への心のケア（心理的外傷後ストレス障がい：PTSD）
  - \* 警察・医療機関等との連携
  - \* 保護者会による保護者への説明
  - \* 報道対応
  - \* 学校教育活動の平常化
- 等

### (3) 調査実施主体

#### 【学校が調査主体となる場合】

- \* 学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する「いじめ防止対策委員会」が主体となり実施します。名称は「石田小学校重大事態調査会」とする。
- \* 校長は、公平性・中立性を確保した上で、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、指導主事、医師、弁護士、警察、保護者代表などの外部委員を招集します。

#### 【伊勢原市教育委員会が調査主体となる場合】

- \* 教育委員会は、いじめの重大事態の発生後速やかに、当該保護者の意向を踏まえた上で、専門的知識及び豊富な経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者をもって構成する「伊勢原市いじめ問題専門調査会」を招集し、公平性・中立性を確保した調査を行います。

### (4) 調査結果の報告・公表

- \* 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法での情報の提供及び説明をします。
- \* 調査結果の説明について、いじめを受けた児童及びその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、市長に調査結果を報告します。
- \* 事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。
- \* 公表を行う場合は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、公表の方針についての説明を事前に行います。

## 5 その他

- \* いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。
  - ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
  - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

附則 平成26年3月30日 施行  
平成29年4月1日 一部改定  
平成30年4月1日 一部改定